

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	大規模地震等に対応した自衛消防力確保対策	
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号: 03-5253-7523 e-mail: k.karakawa@soumu.go.jp
評価実施時期	平成20年7月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> 大規模地震等の発生への切迫性に対応し、大規模・高層の防火対象物について、防災管理者を選任し、防災に関する消防計画に基づき、日頃からの防災管理活動を実施させる。また、防火対象物における消火活動、連絡通報、避難誘導、救出、救護等の応急活動を自衛消防組織に実施させることにより、火災又は地震等の災害による被害を軽減する。</p> <p><b>【内容】</b> 日常的に多数の者が出入りする大規模・高層の防火対象物における当該建築物の管理について権原を有する者に一定の資格を有する防災管理者の選任及び防災に関する消防計画の作成を義務付ける。また、自衛消防業務の講習修了など一定の資格を有する統括管理者と一定以上の員数の自衛消防要員から構成される自衛消防組織の設置を義務付ける。</p> <p><b>【必要性】</b> 大規模地震の切迫性、防火対象物の急速な高度利用の進展によるリスクの増大に対応するためには、現行制度のように事業者の自主努力に委ねるのではなく、大規模地震時における全館避難や構造・設備の損壊等に係る応急対策、大規模・高層化に対応した応急活動上の組織編成等が全国的に確保される仕組みが必要と考えられる。特に多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる一定の大規模・高層の建築物については、消防防災上のリスクに伴う社会公共への責任の観点から、管理権原者の責務として、大規模地震等に対応した計画作成と、自衛消防力の確保を法令によって担保する必要があると考えられる。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法施行令及び消防法施行規則
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>ア 設置費用(防災管理者講習受講料、自衛消防業務講習受講料等): 43,500~47,000円程度</p> <p>イ 維持費用(防災管理再講習受講料、自衛消防業務再講習受講料等): 約4,700円/年</p>	
(行政費用)	特になし	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
	<p><b>【遵守便益】</b> 日頃からの防災管理者による、建築物内の家具・什器の固定の促進及び避難訓練の実施等により、大規模地震等災害の発生時に、家具・什器の転倒やそれによる逃げ遅れ等を防止できる。また、地震発生時には、日頃から訓練された自衛消防組織の的確な避難誘導、初期消火等初動対応により、建築物に偶然居合わせた者も含め、円滑な避難が実現する。</p>	
	<p><b>【行政便益】</b> 大規模地震等災害の発生時に、大規模事業所等において、防災管理体制・自衛消防組織がない場合と比較して、これらの対策により消防機関の活動の負担が相当程度軽減されるとともに、これにより消防機関が中小規模事業所への災害救助活動等により注力できるようになることが期待される。</p>	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>近年大規模な地震発生の切迫性が指摘されており、大規模地震の発生時には消防機関による救助救援活動にも限界があること、また、特に大規模・高層の建築物においては、災害時に多数の避難者が複雑な内部構造を持つ防火対象物内に発生すると予想されることから、災害発生時を見据えた防災管理者及び自衛消防組織の設置による自衛消防力の強化は必要不可欠である。</p> <p>また、国民の生命、身体及び財産を保護すること等をもって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが消防法の目的であること(消防法第1条)に鑑みれば、当該目的の達成のために大規模・高層の防火対象物の関係者が防災管理者による日頃からの防災管理を実践し、災害時の迅速な避難誘導等のために自衛消防組織を組織することは、社会上の責務と捉えることができる。</p> <p>規制の許容性についても、規制の対象となるのは、大規模・高層の建築物であるので、管理権原を有する者も上記の負担に耐えうる財務的な基盤を持つと想定され、関係者に対する過度な負担となるとは考えられない。</p> <p>以上のことを総合的に勘案すると、求められる社会上の責務と被害の軽減という便益は、費用と比較してはるかに大きく、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の防災管理者及び自衛消防組織の設置の義務付けに係る規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>消防審議会(会長:吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授)H19.2.7「大規模地震等に対応した自衛消防力の確保に関する答申」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号)附則第3条に基づき、法律の施行後5年を経過した場合において、自衛消防組織及び防災管理者に係る制度について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。</p>
<p>備考</p>	